

第1 宮城県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

＜令和7年4月1日時点＞

宮城県サービス管理責任者になるためには

サービス管理責任者等（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）として配置されるためには、国が定める研修を修了していることと、一定の実務経験を有していることが必要です。



※期限までに更新研修を受講しなかった場合は、実践研修を受講

各研修受講に必要な実務経験

基礎研修

以下のいずれかを満たす。

- ① 3年以上の相談支援業務
- ② 6年以上の直接支援業務（社会福祉主事任用資格等保持者の場合は3年）
- ③ 一定期間にわたり国家資格等業務に従事している者による1年以上の相談支援業務・直接支援業務

実践研修

基礎研修終了後、2年以上の相談支援業務または直接支援業務（実践研修受講前5年間の業務に限る）

例外的な取り扱い

以下をすべて満たす場合は、6ヵ月以上のOJT（個別支援計画作成業務）により受講可能

- ① 基礎研修受講時に、既にサビ管の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③ 個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

更新研修

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として、

- ① 既に従事しているまたは②更新研修受講前5年以内に2年以上の実務経験がある

例外的な取り扱いとして、実践研修を6ヵ月以上のOJTにより受講するための要件や必要な届出については、下記HP掲載の資料をご確認ください。

「宮城県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufukutop/170330.html>)」

宮城県サービス管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 下表第1号及び第2号の期間が通算して 5年以上
- ② 下表第3号の期間が通算して 8年以上
- ③ 下表第4号の期間が 3年以上かつ第1号から第3号までの期間が通算して 3年以上

第1号 相談支援 の業務	ア～キに掲げる施設等で、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間	
	ア	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業
	イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所（市町村役場、福祉事務所、保健所）、発達障害者支援センター
	ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、
		第2号と通

	更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
オ	特別支援学校	
カ	病院【※1】、診療所【※1】	
キ	○その他これらに準ずる施設等 (例) 児童心理治療施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、仙台市障害者就労支援センター、被災者の心のケア支援事業【※2】、日常生活自立支援事業など	

第2号 直接支援 の業務 (資格有)	ア～カに掲げる施設等で、 直接支援の業務 (身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間 (社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員である者(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)に限る。)	
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※3】	第1号と通算して5年以上
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
エ	特例子会社【※4】、助成金受給事業所【※5】	
オ	特別支援学校	
カ	○その他これらに準ずる施設等 (例) 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、児童心理治療施設、仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業など	

第3号 直接支援 の業務 (資格無)	第2号ア～カに掲げる施設等で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	8年以上
第4号 国家資格 等保有者	次に掲げる資格に基づき(資格取得後に)、 当該資格に係る業務 に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	3年以上

＜留意事項＞

この資料は、厚生労働省告示※で定められている、サービス管理責任者に係る実務経験の要件等を抜粋してまとめたものです。必ず、厚生労働省告示をあわせてご参照ください。

＜語義の整理等＞

表中の用語の語義は、以下に例示するものの他、厚生労働省告示に拠ります。

[※1] 病院、診療所

社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、第 4 号に掲げる資格を有している者又は第 1 号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が 1 年以上の者に限る。

[※2] 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成 23 年 12 月 22 日施行）に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事業
- (2) 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく事業
- (3) 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成 23 年 8 月 3 日施行）に基づく事業

[※3] 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るもの

[※4] 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社

[※5] 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所

※ 「厚生労働省告示」

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
（平成 18 年 9 月 29 日、厚生労働省告示第 544 号）

※ 「障害者総合支援法」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（平成 17 年法律第 123 号）

※ ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言います。

例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言います。

（平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡）

※ 実務経験が本表のいずれに該当するか御不明な場合は、従事している(していた)事業所等の管理者や事業を委託している市町村等に御確認ください。

宮城県児童発達支援管理責任者になるためには

サービス管理責任者等（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）として配置されるためには、国が定める研修を修了していることと、一定の実務経験を有していることが必要です。



※期限までに更新研修を受講しなかった場合は、実践研修を受講

各研修受講に必要な実務経験

基礎研修

以下のいずれかを満たす。

- ① 3年以上の相談支援業務
- ② 6年以上の直接支援業務（社会福祉主事任用資格等保持者の場合は3年）
- ③ 一定期間にわたり国家資格等業務に従事している者による1年以上の相談支援業務・直接支援業務

実践研修

基礎研修終了後、2年以上の相談支援業務または直接支援業務（実践研修受講前5年間の業務に限る）

例外的な取り扱い

以下をすべて満たす場合は、6ヵ月以上のOJT（個別支援計画作成業務）により受講可能

- ① 基礎研修受講時に、既にサビ管の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③ 個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

更新研修

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として、

- ① 既に従事しているまたは②更新研修受講前5年以内に2年以上の実務経験がある

例外的な取り扱いとして、実践研修を6ヵ月以上のOJTにより受講するための要件や必要な届出については、下記HP掲載の資料をご確認ください。

「宮城県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufukutop/170330.html>)」

宮城県児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 下表第1号及び第2号の期間が通算して5年以上 かつ

当該期間から第3号の期間を除いた期間が3年以上

- ② 下表第4号の期間が8年以上 かつ

当該期間から第5号の期間を除いた期間が3年以上

- ③ 下表第6号の期間が5年以上 かつ

第1、2、4号の期間を通算した期間から第3、5号の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

第1号 相談支援 の業務	次のア～キに掲げる施設等に従事する者が、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間	
ア	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業	第2号と通算して
イ	児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所（市町村役場、福祉事務所、保健所）、発達障害者支援センター	
ウ	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、	

	障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター
エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
オ	学校
カ	病院 ※1、診療所 ※1
キ	その他これらに準ずる施設等 (例) 認知症対応型老人共同生活援助事業、仙台市障害者就労支援センター、被災者の心のケア支援事業※2、日常生活自立支援事業など

第2号 直接支援 の業務 (資格有)	次のア～カに掲げる施設等に従事する者が、 直接支援の業務 (身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間 (社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員である者(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)に限る。)	
	ア	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 ※3
	イ	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
	エ	特例子会社 ※4、助成金受給事業所 ※5
	オ	学校
	カ	その他これらに準ずる施設等 (例) 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業 など
第3号 第1、2号の 期間から除 いて計算す る期間	次に掲げる施設等に従事する者が、 相談支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、認知症対応型老人共同生活援助事業	
	次に掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、 直接支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 ※3、老人居宅介護等事業、特例子会社 ※4、助成金受給事業所 ※5、認知症対応型老人共同生活援助事業	

第1号と通算して5年以上

第4号 直接支援 の業務 (資格無)	第2号ア～カに掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	8年以上
第5号 第4号の期 間から除い て計算する 期間	次に掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 ※3、老人居宅介護等事業、特例子会社 ※4、助成金受給事業所 ※5、認知症対応型老人共同生活援助事業	

第6号 国家資格 等保有者	次の資格に基づき（資格取得後に）、当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	5年以上
---------------------	--	------

<留意事項>

この資料は、厚生労働省告示※で定められている、児童発達支援管理責任者に係る実務経験の要件等を抜粋してまとめたものです。必ず、厚生労働省告示をあわせてご参照ください。

<語義の整理等>

表中の用語の語義は、以下に例示するものの他、厚生労働省告示に拠ります。

[※1] 社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有している者又は第1号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が1年以上の者に限る。

[※2] 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成23年12月22日施行）に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事業
- (2) 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成25年4月1日施行）に基づく事業
- (3) 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成23年8月3日施行）に基づく事業

[※3] 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るもの

[※4] 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社

[※5] 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所

※「厚生労働省告示」

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

（平成24年3月30日、厚生労働省告示第230号）

※ ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言います。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言います。

（平成18年6月23日厚生労働省事務連絡）

※ 実務経験が本表のいずれに該当するか御不明な場合は、従事している(していた)事業所等の管理者や事業を委託している市町村等に御確認ください。

共通注意事項

※1「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。

※2 公的な補助金又は市町村等委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば実務経験に含まれます。

※3 実務経験となる障害児関連施設としては、児童相談所、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児通園事業、児童デイサービスを行う施設等が含まれます。

※4「児童厚生施設」とは、児童遊園や児童館等をいいます。

※5「施設」「市町村役場」等における事務員としての業務は、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の）日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務に従事した期間とは認められず、本研修受講要件に該当となりません。

※6 別表に掲げる「国家資格等」を有する者の実務経験について

【サービス管理責任者の場合】

第4号の業務に3年以上従事している者で、当該業務が上記の第1号から第3号までの業務にも該当する場合には、当該業務のみで実務経験の要件を満たす（この場合は、合計6年間の実務経験が必要になるものではない。）。

【児童発達支援管理責任者の場合】

第6号の業務に5年以上従事している者で、当該業務が上記の第1、2、4号の業務(第3、5号に該当するものは除く。)にも該当する場合には、当該業務のみで実務経験の要件を満たす(この場合は、合計8年間の実務経験が必要になるものではない。)。